

日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によつて、令和八年一月二十三日に、国会の常会を東京に召集する。

御名 御璽

令和八年一月十三日

詔書



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

内閣総理大臣 高市 早苗



令和8年1月13日 火曜日

官 報

(号外特第2号)

2